

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に対する意見書

日本教職員組合 中央執行委員長 梶原 貴

はじめに

日頃より子ども・学校のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さて、中教審教育課程部会教育課程企画特別部会において「審議まとめ」が出されました。また、現在「教育課程の柔軟化にとりくむサキドリ研究校」の実践事例についても情報発信され、調整授業時数制度を取り入れた教育課程の編成等について、広く周知がはかられているところです。

子どもを取りまく状況は、いじめの認知件数、自死・虐待・不登校が増え続け、特に小・中学校における不登校は2008年学習指導要領改訂から増加傾向にあり、現行学習指導要領実施以降は急増し過去最多となっています。さらに、外国につながる子どもの増加など多様な子への対応が求められ、学校現場の課題は複雑化しています。

こうした中、学習指導要領改訂の対応にとどまらず教職員の業務は年々増え続け、負担感も一層増し、学校の働き方改革はいまだ十分とは言えません。また、病気休職者や離職者等も増加している状態に加え、過酷な職場環境が社会的に認知されたことで教員採用試験の倍率低下に歯止めがかからず、代替配置もできない慢性的な教職員不足はさらなる長時間労働を招いています。すべての子どもにゆたかな学びを保障し、子ども同士、子どもと教職員がむき合う時間を十分に確保できる教育課程とするには、教員の持ち授業時間数を減らし、ゆとりをもって授業準備・教材研究等に専念できるよう、教職員定数改善をはじめ教育条件整備を一体的にすすめることが重要です。

つきましては、学習指導要領改訂において、特に検討を要する点についてとりまとめましたので、今後の審議に反映して頂くことを切に願い、取扱いのほどよろしくお願いいたします。

1 標準総授業時数を子どもと教職員の負担を加味したものとする

日教組は、標準総授業時数を小学校週25時間（年875時間）、中学校週27時間（年945時間）とすることを引き続き提言します。社会の変化と要求に応じて学習すべき内容が増えることは理解しますが、1日の時間には限りがあり、子どもの心身の安全を守ることも必要です。教育史研究や教育調査において、「1日の授業時間の多さが子どもたちにゆとりをなくしている」「授業の準備や対話の時間が減り、授業を充実させることが難しい」といった声が多く寄せられています。「深い学びの実現に多様な児童生徒が取り組めるようにするためには、どのような授業時数の設定であるべきかの審議に時間をかけ、合意形成をはかることが求められています。

また、「令和7年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果について（以下、調査結果）」によると、標準授業時数を大きく上回って（1,086単位時間以上）教育課程を編成・実施している学校の割合は、小5が1.8%、中2が2.5%と現存しています。これは、教科書全頁を終わらせることと標準授業時数を必ず達成することが最優先され、不測の事態に備え大幅に上回る編成をしているためです。現行学習指導要領解説に「不測の事態においては、実施した授業時数が標準授業時数を下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものではない」とあるものの、これが上回る現状を是正するものにはなりません。したがって、標準授業時数を「最低基準」とした2003年通知を見直し、学校裁量を拡充させ真に弾力性のある授業時数の運用とすべきです。

2 各教科等の内容精選を教科書作成へ確実に反映させること

学習指導要領改訂の度に学習内容が難解になり、1単位時間あたりの教科書頁数は約1.2～1.3倍（小学校）と増えたことは文科省調査からも明らかになっており、子どもの負担となっていることが指摘されています。また現場からは、「学習内容が多すぎるため、時数を減らしたくても減らせない」という声もあります。さらに、学習内容の定着を目的に大量の練習問題が記載され、それらを授業時間外にとりくむことも求められています。こうした練習問題や各学年で「繰り返し」となっている内容の削減・統合等を着実にを行い、大幅な教科書の頁数減へ反映させることを求めます。

3 小「情報の領域」、中「情報・技術科」の新設については教職員の負担増とならないよう十分な教育条件整備を行うこと

小学校「総合的な探究の時間」における「情報の領域」、中学校「情報・技術科」が新設されることにともない、標準総授業時数を増加させることなく必要な授業時数を確保するためとして、既存の各教科の授業時数を一定程度減ずる方向が示されています。各教科については、現在と同内容をより短い授業時数で扱うことにならないよう、授業時数の縮減に見合った学習内容の整理・精選を着実にを行うことと、その内容を明確にするとともに授業者の負担とならないようにすることを求めます。

また、新設にともない、学習内容や授業時数に関する検討がすすめられる一方、これを担う教員の確保については、現行の技術科免許状保有者の確保に加え、情報領域を担当するための免許制度の在り方や教員資格認定試験の活用等が検討されている段階にあり、必要な教員をどのようにどの程度確保するかについて具体的な見通しが示されていません。技術科は現状においても臨時免許状所有者や免許外教科担任に頼る実態となっており、配置が整わないままの実施は新たな負担を強いることになります。まずは着実な定数増等の人員配置とし、さらに授業者に必要な研修については、働き方改革と逆行することのないよう、勤務時間内に研修機会を保障することを求めます。

4 特別活動の時間をゆたかにすること

「こども大綱」がめざす「こどもまんなか社会」は、子どもの権利条約の4原則の具現化によって実現されると考えます。特別活動は、子ども自身が「主体的・実践的に創っていく領域」であり、今回の「審議まとめ」においても「意見表明」や「学校運営協議会や地域社会等への参画の推進」などが明記されています。すべての子ども・若者が、意見を表明し、学校生活や学校づくりに参画するためには、学校教育において子どもが話し合い、考え、決めることのできる時間を十分に確保することが重要です。子どもがゆとりを持って考える探究活動の時間や、意見を交流し子どもの力で創造する児童会・生徒会活動等の時間を確保する必要があります。

現行制度では、特別活動のうち学級活動には標準授業時数が定められている一方、児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事については定められておらず、各学校がその内容に応じて適切な時数を充てることとされています。学習指導要領に位置付けられ実施される教育活動にもかかわらず、標準総授業時数の外側で確保しなければならないことは、教育課程を過密化させ、子どもと教職員双方の時間的な余裕を失わせるとともに、教職員の業務負担を増大させる一因となっています。

日教組はこれまで特別活動を現行の35時間から70時間(1989年学習指導要領改訂)に戻すことを提案してきましたが、子どもの意見表明や参画、協働、学校行事等の「多様な経験」を保障する時間として教育課程の中に実質的に確保することを求めます。

5 高校における教育課程の柔軟化は負担増とさせず教育条件の抜本的改善を行うこと

新単位制度の導入、科目の柔軟な組み替え・減単、外部試験による履修免除・振替の制度など「柔軟な教育課程」は、「多様な生徒への対応」「多様な学びの実現」などの理念は理解できる一方、教育課程編成・時間割作成・履修管理などが一層複雑化し多忙化を助長させるとともに、学校間格差の拡大や各校に特色化をめぐる過度な競争を強いるおそれがあります。

こうしたことから、教育課程編成や履修管理等に係る負担を軽減し、一層の校務DX等推進のための財政措置を求めます。また、校務対応の時間を勤務時間内に確保するため、高校35人学級化、基礎定数の改善、小規模校の教員配置の保障、校務担当教職員の基礎定数化などの抜本的な改善を求めます。

6 高校入試のあり方について改善を着実にを行うこと

中学校では、高校入試を意識した点数学力偏重の授業を求められる傾向が強く、学習内容の精選が実現されたとしても、高校入試の改善が同時に行われない限り、授業改善は難しい現状があります。日教組はこれまで希望者全入を求めてきましたが、選抜機能の縮小をはじめ、大学入試も含めた抜本的な入試制度改善と、学習指導要領の内容精選は一体的にとりくむべきです。

7 調整授業時数制度をカリキュラム・オーバーロードの解消につながるものとする

日教組はあくまでも標準総授業時数の削減を求めてきました。しかし、削減が難しいとされる現状において、導入予定の「調整授業時数制度」については、カリキュラム・オーバーロードを緩和し、子どものゆたかな学びと教職員の教材研究・研修等の時間を保障する方策の一つと捉えています。その上で、まず「調整授業時数制度」について任意の運用であることとあわせ、運用しない判断を学校評価や予算配分上の不利益等には結び付けさせないことの周知・徹底を求めます。また、運用する場合においては、研究・研修等枠の上限週1コマ程度(年間35時間)は十分とは言えません。現状では、教材研究・準備に充てる時間の確保がきわめて難しく、授業改善を着実にすすめるためにも、研究・研修等枠の上限を引き上げ、各学校が実態に応じて必要な時間を確保できる制度とすることを求めます。

調整授業時数を「既存教科等への上乗せ」や「教科新設」に充てる場合、「裁量的な時間」とは異なり独立した上限を設けないこととされています。しかし、調整授業時数の多くが特定の教科等への上乗せや新教科に充てられれば、当該教科の時数が肥大化して教育課程全体のバランスを損なうだけでなく、教員の持ち授業時数の増加や、子どもと教職員の「余白」の確保につながらないことが懸念されます。

このため、「既存教科等への上乗せ」及び「教科新設」についても一定の上限を設定し、調整授業時数が特定の教科等に過度に集中しない仕組みとすべきです。また、制度の導入が学校現場の業務負担の増加につながらないよう、計画・報告等は必要最小限とし、簡便な手続きとすることを求めます。

8 学習指導要領から部活動の記載削除を再検討すること

2024 年に学習指導要領解説が一部改訂され、部活動の位置づけとして、「すべての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものである」ことが記載されました。しかし「部活動は学校で行うもの」という認識が根強く残る要因となっています。2025 年には「部活動改革に関する新たなガイドライン」も出され、一層地域移行がすすむよう働きかけはされているものの、学習指導要領に記載がある限り「教職員が指導すべきもの、かかわるべきもの」と認識され、多忙化解消促進と逆行するものです。

日教組は、部活動は「教育課程外の活動」との解説の明記が、学校から切り離し一層地域移行をすすめることを意味しているのとらえています。部活動は地域で支える活動とするためにも、学習指導要領から部活動の記載の削除を再検討すべきです。

9 通常の学級で共に学ぶ権利を中心に、インクルーシブ教育を具体化すること

障害のある子どもが、障害を理由に通常教育制度から排除されず、通常の学級への就学及び継続的な学びを実質的に保障されるための制度を整備する必要があります。教職員配置、支援員、合理的配慮、教材、情報保障及び施設整備を国の責任で充実することが重要です。少子化にもかかわらず分離・別学を加速させている「インクルーシブ教育システム」からの転換とあわせて、明記された「社会モデル」からさらに発展した「人権モデル」を基本とし、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図る」（学校教育法第 72 条）とした「医療モデル」からの見直しを要望します。

10 外国につながる子どもの教育について

日本政府は、国連子どもの権利委員会および人種差別撤廃委員会等からアイヌや琉球をはじめとするマイノリティや先住民の子どもに対して、マイノリティの言語で、もしくはその言語について教育を受ける機会を保障するよう、くり返し指摘・勧告されています。このことは、外国につながる子どもの急増にともない、先住民にとらわれずどこにルーツがあっても日本で暮らす子どもすべてに当てはまる指摘と言えます。

「外国人児童生徒等の教育の充実」において、日本語能力の補充、協働に必要な資質・能力の育成が記載されていますが、外国につながる子どものアイデンティティの確立に不可欠である母語・母文化教育を受ける権利も同様に保障する観点を明記する必要があります。

11 共に育ち共に学ぶ「幼児教育」とすること

日教組はこれまで、様々なつながりの中で共に育つ、共に学ぶ幼児教育を大切にしてきました。しかし、現行学習指導要領から明記された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」により、個人で「できるようになること」を求める教育ととらえる傾向があります。また、幼小の接続をはかる「架け橋期のカリキュラム」や「0 歳から 18 歳までの発達や学びの連続性を踏まえた教育の一貫性」が明記されたことにより、多様な子どもの姿が尊重されない懸念もあります。研修等において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は「到達目標ではない」ということが周知されていることは承知していますが、今改訂においても明記すべきです。また、子どもの自発的な遊びから「遊びの深まり」を実現するには、子どものあるがままの姿を支える幼稚園教員等のかかわりが重要です。そのため、教職員の時間的・精神的余裕が不可欠であり、人員配置や環境整備が必要です。

終わりに

子どもも教職員も苦しんでいる「カリキュラム・オーバーロード」を解消し、「楽しい学校」「わかる授業」としていくことが不可欠です。そのため、学習指導要領および教育課程は、現場の実態を十分に把握したうえでの不断の見直しが必要です。あわせて、「審議のまとめ」に記載されている「教職員指導体制の整備・充実等」において、「業務の三分類」に応じた業務改善や環境整備の推進、部活動における休養日の設定の徹底や外部人材の活用などの運営の適正化、勤務時間管理の適正化等を現場の実態に応じて確実に実行されなければなりません。

日教組は引き続き、子どもに寄り添う学校現場の仲間の声をもとに、子どもたちのゆたかな学びの実現にむけ、学校の働き方改革の推進とともに教職員定数の改善など財政措置の実現を求めます。